



# 東海公取協

第30号

東海不動産公正取引協議会

会長 伊藤 博

〒451-0031

名古屋市西区城西5丁目1番14号

愛知県不動産会館1階

編集発行責任者

広報委員長 佐野文明

2009年8月発行

## 第43回「定期総会」開催



「第43回定期総会」を去る6月19日、キャッスルプラザ4階「鳳凰の間(北)」において開催した。

公正取引委員会事務総局中部事務所 五十嵐所長、同 戒能取引課長、国土交通省中部地方整備局建政部 大竹部長、同 建設産業課 大仲課長補佐、愛知県建設部建設業不動産課 伊藤主幹、愛知県県民生活部県民生活課 荒川主任のご臨席をいただき盛大にとり行った。

森理事の司会のもとで、開会冒頭に中田副会長より開会の辞が述べられ、続いて伊藤会長より総会開催の挨拶があった。

来賓を代表して公正取引委員会事務総局中部事務所 五十嵐所長、国土交通省中部地方整備局建政部 大竹部長、愛知県建設部建設業不動産課 伊藤主幹の方々よりご挨拶をいただき、来賓全員の紹介後、各議事の審議に入った。



東海不動産公正取引協議会  
伊藤会長



公正取引委員会事務総局中部事務所  
五十嵐所長



国土交通省中部地方整備局建政部  
大竹部長



愛知県建設部建設業不動産課  
伊藤主幹

議事審議にあたり議長の選出を行い、箕浦副会長が議長に選出された。

最初に、資格審査委員の増永理事、水野理事の両氏から総会成立の報告を受け、各議案の審議に移った。

第1号議案、平成20年度事業報告承認に関する件、及び第2号議案、平成20年度収支決算書報告承認に関する件の両議案については関連議案であるので一括審議を行い、原案どおり可決承認された。

引き続き、第3号議案、平成21年度事業計画(案)承認に関する件及び、第4号議案、平成21年度収支予算書(案)に関する件についても関連議案であるので一括審議を行い、原案どおり可決承認された。

続いて、第5号議案、役員補選に関する件について、理事候補者名簿に基づき審議が行われ、原案どおり可決承認された(別記名簿参照)。

また、伊藤会長より、役員補選に伴い副会長・広報委員長・副委員長及び調査指導委員が指名された(別記名簿参照)。

総会の全議事の審議を終え、退任役員に対し感謝状の授与と記念品の贈呈が行われた。

最後に、中尾副会長が閉会の辞を述べ、予定どおり終了した。

引き続き、同ホテル4階「鳳凰の間(南)」において懇親会が開催され、会場各所において和やかな雰囲気の中で歓談が行われた。



## 平成21年度 事業計画

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

日本経済は、米国発の金融危機に伴う世界同時不況への懸念、急激な円高による輸出企業の低迷等により、出口の見えない後退局面を迎えている。

このような状況下、不動産業界においては、金融不安に伴う資金流通の停滞や資金の引き上げ、雇用環境の悪化などにより、上昇傾向にあった地価の下落、消費者の購入意欲の低下による住宅市況の低迷等、非常に厳しい状況にある。

一方、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、物資の品質の表示に関する事務を一体的に行う消費者庁の設置に向けた動きへの対応や、法令遵守の徹底等、事業者への社会的要請は非常に高まっている。

不動産の取引においても、消費者保護、並びに事業者間の公正な競争秩序を確保し業界の信頼向上に寄与することは社会的に重要であり、業界の信頼向上に寄与するものであることから、その実現に向け、「不動産の表示に関する公正競争規約」、「不動産における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」を円滑且つ効果的に運用することが求められている。

については、本協議会では、不動産公正取引協議会連合会、並びに構成団体等と連携を図りながら、①規約違反の未然防止に向けた、会員事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応、を重点事業として、以下の通り、平成21年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施することとする。

### 1. 広報関係

#### (1) 研修会等の実施

##### ① 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、不動産広告の適正化を推進するため、規約の解釈、最近の違反広告事例、相談事例等を中心に、研修会の開催を所属構成団体等に要請し協力をしていく。

##### ② 賛助会員に対する研修会

規約の解釈、違反事例等を中心とした賛助会員対象の研修会を開催する。

##### ③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の研

修会を開催する。

##### ④ 規約改正への対応

規約の改正等があれば、所属構成団体等を通じ、迅速に会員事業者へ周知すると共に、賛助会員への周知を図っていく。

#### (2) 賛助会員への加入促進

会員事業者に対する研修会及び、賛助会員未加入の広告代理店・印刷会社からの広告相談の際に賛助会員制度のメリットについて説明を行うなど積極的な加入促進を行う。

また、その他の有効な加入促進方法についても検討する。

### (3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

- ① 広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。
- ② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

### (4) ホームページについて

ホームページを活用し、資料のダウンロードや相談内容Q&A、ニュースページを充実させるなどして、情報伝達の即応性を図る。

### (5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進

会員事業者の目印を表す「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進し、会員事業者の規約への遵守意識を引き続き喚起する。

## 2. 調査指導関係

### (1) 本部・地区調査指導委員会(業務)について

- ① 規約違反被擬事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」・「調査・指導・相談業務処理要綱」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように努める。
- ③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた会員事業者を対象とした義務講習会を実施していく。

### (2) 事前相談業務について

会員事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、公正競争規約違反の未然防止に努める。

### (3) 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の充実を図っていく。

### (4) インターネット広告の対応

インターネットによる広告表示について、おとり広告や不当表示等にならないよう公正競争規約の適正な運用に努める。

## 3. 総務関係

### (1) 総会及び理事会等の開催

- ① 第43回定期総会を次のとおり開催する。  
日 時 平成21年6月19日(金)午後3時30分より  
場 所 キャッスルプラザ
- ② 理事会については、必要に応じ適宜(年2回程度)開催する。
- ③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜(年1回から2回程度)開催する。

### (2) 不動産公正取引協議会連合会 第7回通常総会の開催

本年度は、中国地区不動産公正取引協議会が幹事で開催される予定。

### (3) 渉外関係

- ① 関係行政官庁との連携について  
公正取引委員会事務総局中部事務所及び東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。
- ② 公正取引委員会事務総局中部事務所との懇談会実施について  
公正取引委員会事務総局中部事務所との懇談会を実施し、不動産広告に関する意見・情報交換を行い、連携を強化する。
- ③ 不動産公正取引協議会連合会等との連携  
不動産公正取引協議会連合会及び社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について検討・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

### (4) 消費者庁創設との関連について

消費者庁創設に伴い、必要に応じて規程等見直しを行う。

### (5) 公益法人制度改革との関連について

当協議会と公益法人制度改革の抜本的改革との関連について研究する。



## 役員名簿(敬称略)

役職	氏名	所属団体名
会長	伊藤 博	㈱愛知県宅地建物取引業協会
副会長	箕浦 茂幸	㈱岐阜県宅地建物取引業協会
副会長	山村 賢司	㈱三重県宅地建物取引業協会
副会長	*東辻 広行	㈱全日本不動産協会三重県本部
副会長	中尾 益大	㈱中部不動産協会
理事	小野田 征夫	㈱愛知県宅地建物取引業協会
理事	増永 邦克	㈱愛知県宅地建物取引業協会
理事	高山 初夫	㈱愛知県宅地建物取引業協会
理事	市川 宜克	㈱静岡県宅地建物取引業協会
理事	水野 秋雄	㈱静岡県宅地建物取引業協会
理事	初澤 宣廣	㈱静岡県宅地建物取引業協会
理事	森 正弘	㈱岐阜県宅地建物取引業協会
理事	*山口 敬一	㈱全日本不動産協会愛知県本部
理事	佐野 文明	㈱全日本不動産協会静岡県本部
理事	和田 愷	㈱全日本不動産協会岐阜県本部
理事	飯田 元征	㈱東海住宅宅地経営協会
理事	出口 泰規	㈱静岡県都市開発協会
理事	新田 哲也	㈱プレハブ建築協会中部支部
理事	浅田 潔	㈱ナゴヤハウジングセンター
監事	岩田 虎勝	㈱静岡県宅地建物取引業協会
監事	水谷 九郎	㈱中部不動産協会

※印 平成21年度就任

## 委員会構成名簿(敬称略)

協議会事業の円滑な運用を期するため、総務、広報、調査指導委員会の各委員会が設けられている。

### 総務委員会

役職	氏名
委員長	小野田 征夫
副委員長	森 正弘
委員	水野 秋雄
委員	和田 愷
委員	新田 哲也

### 広報委員会

役職	氏名
委員長	*佐野 文明
副委員長	出口 泰規
委員	高山 初夫
委員	初澤 宣廣
委員	浅田 潔

### 調査指導委員会

役職	氏名
委員長	飯田 元征
副委員長	市川 宜克
副委員長	*山口 敬一
委員	増永 邦克
委員	愛知地区調査指導委員長
委員	静岡地区調査指導委員長
委員	岐阜地区調査指導委員長
委員	三重地区調査指導委員長

※印 平成21年度就任

## 「不動産公正取引協議会連合会 幹事会」開催

平成21年7月9日～10日、(大阪府)において不動産公正取引協議会連合会 幹事会が開催されました。

会議には、公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部消費者取引課 奥野規約指導調整官、同 廣森規約第一係長、近畿中国四国事務所 田邊取引課長、国土交通省総合政策局不動産課 不動産業指導室 安藤流通整備係長のご臨席をいただき、次の事項について協議いたしました。

1. 「不動産の表示に関する公正競争規約」の変更案について
2. 第7回通常総会に付議すべき議案の準備について
3. 公正競争規約の運用状況及び運用上の諸問題について
4. 公正取引委員会及び国土交通省の不動産業に関する事項の報告について

今年度の不動産公正取引協議会連合会通常総会は、中国地区不動産公正取引協議会が幹事協議会となり、平成21年11月6日(金)にホテルグランヴィア広島にて開催される予定です。

## 消費者庁設置について

消費者行政の一元化を目指し、消費者庁設置関連法案が平成21年5月29日に成立し、同年6月5日に公布され、今秋にも消費者の側に立った行政を担う消費者庁が設置される見通しとなりました。

公正競争規約の根拠法である景品表示法は、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」に目的が衣替えされ、消費者庁に移管されます。

それに伴い、不動産公正取引協議会連合会では、公正競争規約の目的や監督官庁に関する規定について変更する必要が生じたため、その申請を行いました。

なお、消費者庁の設置後においても、公正競争規約の果たす役割は変わらず、その重要性は一層増大すると思われまます。

## 不動産の公正競争規約一部改正(予定)

不動産公正取引協議会連合会では、消費者庁設置に伴い必要とされる公正競争規約の変更の他に、①違約金等の措置を受けた事業者が、協議会に対し、異議申し立てができるとする規定、②違反行為の及ぼす影響の程度等を勘案の上、特に必要と認められるときは、違反事業者名、違反行為の概要及び措置の内容を公表することができるという規定を新たに申請しました。

# 不動産の公正競争規約の解説(紙上研修)

## 1 広告表示の開始時期の制限(規約第5条)

### (広告表示の開始時期の制限)

第5条 事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、宅建業法第33条に規定する許可等の処分があった後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の内容又は取引条件その他取引に関する広告表示をしてはならない。

宅地建物取引業法と同様の規定で、工事完了前の宅地については開発許可を、建売住宅やマンションについては建築確認を受けた後でなければ広告してはならないこととなっている。

### 【宅地建物取引業法】

第33条(広告の開始時期の制限) 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第29条の許可、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

## 2 建築条件付土地における建物表示の特例(規約第6条)

### (建築条件付土地取引に関する広告表示中に表示される建物に関する表示)

第6条 前条の規定は、建築条件付土地取引に関する広告表示中に表示される当該土地に建築すべき建物に関する表示については、次に掲げるすべての要件を満たすものに限り、適用しない。

(1) 次の事項について、見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で表示していること。

- ① 取引の対象が建築条件付土地である旨
- ② 建築請負契約を締結すべき期限(土地購入者が表示された建物の設計プランを採用するか否かを問わず、土地購入者が自己の希望する建物の設計協議をするために必要な相当の期間を経過した日以降に設定される期限)
- ③ 建築条件が成就しない場合においては、土地売買契約は、解除され、かつ、土地購入者から受領した金銭は、名目のいかんにかかわらず、すべて遅滞なく返還する旨
- ④ 表示に係る建物の設計プランについて、次に掲げる事項
  - ア 当該プランは、土地の購入者の設計プランの参考に資するための一例であつて、当該プランを採用するか否かは土地購入者の自由な判断に委ねられている旨
  - イ 当該プランに係る建物の建築代金並びにこれ以外に必要な費用の内容及びその額

(2) 土地取引に係る第8条に規定する必要な表示事項を満たしていること。

建築条件付土地とは、自己の所有する土地を販売するに当たり、自己と土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者との間に、当該土地に建築する建物について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買される土地をいう。

建築条件付土地の広告については、広告表示の開始時期の制限に違反する表示(新築住宅の青田売りと誤認されるおそれのある表示)にならないよう、建物を土地購入者の自由意思で建築できることを明確に表示する必要がある。

また、建築条件付土地の広告においては、建物プランを表示することが多いが、この場合に、表示規約第6条で定める要件の全てを充たしているときは、広告表示の開始時期の制限に違反しない。

### 【建築条件付土地と建売住宅の青田売りの違いについて】

「建売住宅の青田売り」は、建築基準法第6条の確認(建築確認)を受けて土地付新築住宅として取引するものであって、契約は「売買契約」1本となる。

建築条件付土地は、建築確認を受けていないため、「土地付住宅」として取引することはできない。契約は、土地については売買契約、建物については建築請負契約を締結することになる(二つの契約)。

建築条件付土地の取引は、土地と建物の二つの取引をする結果となることから、建売住宅の青田売りと同視されることがあるが、似て非なるものである。

なお、建築条件付売地は、取引の対象が土地であるから広告に際しては建売住宅の取引であると誤認されないような手当が必要である。建物のパースや間取り図を大きく掲載したり、土地と建物の総額を大きな文字で表示することは、建売住宅と誤認されるおそれがある。

#### 【正しい表示例】

**建築条件付売地 3,000万円**

- 所在/〇〇市〇〇町〇丁目
- 交通/〇〇駅徒歩8分
- 土地/130㎡(他私道10㎡有り)
- 地目/宅地
- 建ぺい率・容積率/60%・200%
- 用途地域/第一種住居地域
- 取引態様/売主

※この土地は、土地売買契約後3か月以内に、〇〇工務店と建物の建築請負契約を締結することを条件に販売します。この期間内に建築請負契約を締結されなかった場合は、土地売買契約は白紙となり、受領した手付金等の土地代金は全て返還します。

〈当社建物推奨プラン〉

間取図1F

2F

建物本体価格1,500万円

※ 上記プランは一例です。プランはお客様が自由に決定できます。  
 ※ 上記プランの場合、建物本体価格の他に、外構工事費、建築確認費用等が約〇〇万円必要です。

#### 【違反例】

**土地+建物総額4500万円**

(土地3,000万円、建物1,500万円) **建築条件付**

**大型車庫付 新築 3LDK!!**

(間取図掲載)

〈参考プラン〉

- 所在/〇〇市〇〇町〇丁目
- 交通/〇〇駅徒歩8分
- 土地/130㎡(他私道10㎡有り)
- 建物/90㎡(27.22坪)
- 用途/第一種住居地域
- 建ぺい率・容積率/60%・200%

(売主)

## 義務講習会制度について

### 1 義務講習会制度の概要

義務講習会制度は、「表示規約」や「景品規約」等に違反した事業者に対して、規約違反の再発防止の観点より行われる講習会です。規約違反に対する措置を受けた事業者は、「義務講習会」を受講しなければいけません。なお、この講習は有料となっております。

#### (1) 受講対象者

受講対象者は、「注意」の措置を2回以上受けた事業者、また、「厳重注意」、「文書警告」、「厳重警告」、「違約金課徴」のいずれかの措置を1回でも受けた事業者となっております。

#### (2) 受講料

受講料は、1事業者につき1万円(1事業者において複数名が受講する場合はその人数分)となっております。

### 2 義務講習会を受けないようにするためには

広告等を作成する上で、なにか疑問点がある場合などは違反をしてからでは遅いですので、規約を確認の上、ご不明な点がありましたら東海不動産公正取引協議会へご相談下さい。

## よくある相談事例

**Q1: 最近、インターネットによる不動産広告で、契約済みの物件が継続して掲載されているものが見受けられますが、表示規約上の問題はないのでしょうか。**

A: 表示規約の規制を受ける広告表示は、新聞、看板、テレビ、ラジオ、雑誌、放送などのマスコミ媒体や新聞折込チラシ、ポスター、DM、店頭ビラ等の広告だけでなく、インターネット、パンフレット、宅配チラシ、モデルルーム、セールスマンの口頭説明なども対象となります（表示規約第4条第5項）。つまり、媒体のいかに問わず、契約済の物件であるにもかかわらず、これを広告表示していた場合には、原則として、おとり広告として取り扱われますから、インターネット広告も例外ではありません。

最近、インターネット広告では、このようなおとり広告を掲載していたために表示規約違反に問われる事案が増加しています。その特徴的な違反の態様としては、広告掲載時点では取引可能であったものの、その後の物件情報確認（情報管理）を怠っていたため、実際には、契約済になっていて取引の対象とならないにもかかわらず、継続して掲載していたというものが挙げられます。結果として「おとり広告」になります。

このような事態を防止するため、多くの不動産情報検索サイトでは、物件情報を掲載してから一定期間の経過後、不動産会社が更新（例えば、「更新ボタン」をクリックする。）しなければ当該情報が削除されるシステムを採用しているようです。

このため、多くの物件数を掲載している一部の不動産会社は、元付事業者等に情報の確認をせず、掲載物件をそのままにして「更新」を繰り返していた事例が見受けられます。

このような結果を招いた原因として、情報管理に携わる社員が少なく、掲載している多数の物件の情報確認をすることが物理的にできないという情報を挙げる企業責任も存在しますが、適正な物件情報を提供するためには、掲載する物件数を減らすなどして、情報確認をしっかりとった上で更新等を行う必要があります。

いずれにしても、不動産情報検索サイトに限らず、自社のホームページ上においても、消費者に対して取引できない物件を放置して広告表示することは、不動産業者として決して行ってはならないものであることを肝に銘じていただきたいものです。

**Q2: 今回広告する中古住宅の比較的近い所に、小・中学校や児童公園、スーパーマーケットがありますので「学校・公園・スーパー近し」と表示したいのですが、問題はありますか？**

A: 距離の長短については、時代や地域ごとに感覚が異なります。そこで表示規約では、学校や公園など公共・公益施設や商業施設について表示するときは、その施設までの道路距離及びその名称を表示すべきこととしています。（表示規則第11条第29号及び31号）。よってお尋ねの場合には、表示規約に違反する表示となります。

**Q3: 地下鉄の駅や大きなターミナル駅から物件まで、あるいは物件から学校までの所要時間や道路距離を測る場合は、どこを起点又は着点とするのでしょうか。また、道路ではなく公園内を通った徒歩時間を表示しても問題はないでしょうか。**

A: 地下鉄の駅の場合は、地下鉄の出入口（例：「A1」番出口等）を起着点とし、地上駅の場合は、駅舎の出入口を起着点とすることとして取り扱われます。なお、駅の出入口が複数ある場合は、その出入口の名称（例：「中央口」「南口」「○番出口」等）を明らかにして表示したほうがよいでしょう。

学校の場合は原則として、正門までの距離を算出しますが、登下校時に裏門も開いている場合は裏門でも差し支えありません。

また、公園内の道路又は通路を経由した道路距離によって徒歩所要時間を算出することもできますが、通勤・通学の時間帯にも通行できることが前提となります。

## ご案内

『不動産の公正競争規約』

(平成20年1月発行) 1冊 100円

『不動産広告ハンドブック-新訂版-』

(平成20年1月発行) 1冊 200円

ご必要の方は、当協議会事務局に事前連絡の上、ご来会下さい。また、ご遠方の方は郵送にて対応いたしますので、当協議会事務局(052-529-3300)にご連絡下さい。



東海不動産公正取引協議会ホームページ

<http://www.tfkoutori.jp>

協議会の事業、不動産の公正競争規約等を掲載しています。ご利用ください。



## 賛助会員のご紹介

下記の賛助会員各社は、不動産販売広告の企画作成にあたり表示上の問題点等について、常に当協議会と密接に連絡を図っており、また、協議会主催の「研修会」に参加し、不動産の公正競争規約(表示・景品)に沿った適正な広告表示の確保に努めています。

また、当協議会構成団体の会員の皆様が作成される広告に携わる業者(広告代理店等)の方に賛助会員としてのご入会をお勧め下さい。

### ■賛助会員名簿(平成21年8月現在)

会社名	TEL
<b>愛知県</b>	
(株)アーバンプロジェクト	(052)589-8881
(株)アイ・アンド・キューアドバタイジング	(052)251-0380
(有)アイシフト	(0564)25-8170
(株)アイズ	(052)339-4707
(株)アクシス	(052)252-5231
(株)アッシュデザイン	(0566)73-6399
アットホーム(株)名古屋営業所	(052)954-0330
(株)アド大広名古屋	(052)204-8851
(株)アド・バンス	(052)203-5661
(株)アドプランナー	(052)852-0570
(株)アド読売	(052)204-1361
(株)アドライズ	(052)901-4713
アパートニュース出版(株)	(052)991-0100
(株)アンサークリエイション	(052)219-7311
(株)アンザック	(052)251-8766
(株)インターブレインズ	(052)332-6191
ウサミ印刷(株)	(052)522-2361
エーディ(株)	(0565)29-2811
(株)エイ・ディー・コミュニケーションズ	(052)304-8811
(株)エフティーワークス	(052)481-7551
(株)エムアールエス	(052)204-1721
(株)エムディーエム	(052)486-2123
(株)オフィスオフサイド	(052)241-5881
協同広告(株)名古屋支社	(052)961-6611
(株)ケイ・クリエイト	(0586)86-0608
(有)ケイ・プランズ	(0586)24-6700
(株)広企プロモーション	(052)242-2151
広告社(株)名古屋支社	(052)263-0161
(株)光風企画	(052)322-4011
駒田印刷(株)	(052)331-8881
(有)ザ・バード	(052)955-6591
(株)サンエー	(052)804-4985
(株)三晃社	(052)961-2214
(株)シー・ウェーブ	(052)931-0031
(株)シイエム・シイ	(052)322-3695
(株)ジャパンプランニングセンター	(052)811-6123
(株)新東通信	(052)951-3831
世界印刷販売(有)	(052)681-8211
全国書籍出版(株)	(052)973-1930
(株)DGコミュニケーションズ名古屋支社	(052)222-3101
創宣(株)	(052)587-3380
大日本印刷(株)中部事業部	(052)758-3658
(株)中広	(052)583-0039
(株)中日アド企画	(052)239-1222
(株)CHINTAI	(052)204-3328

会社名	TEL
(株)電広	(052)243-3751
(株)電通 中部支社	(052)263-8071
(株)電通名鉄コミュニケーションズ	(052)459-0593
東栄印刷(株)	(052)521-4321
(株)東通エイジェンシー	(052)232-8050
(株)ドーマン・アイシー	(052)229-9101
東洋印刷工業(株)	(052)914-9111
(株)日東通信	(052)321-6441
日本アート印刷(株)名古屋支店	(052)218-5433
(株)日本経済広告社	(052)243-0811
(株)万国社	(052)962-0611
(株)敏弘社	(052)962-8555
(株)ベイス	(052)228-0202
(株)奉仕堂印刷	(0532)32-1066
(株)名通	(052)241-7385
名和印刷工業(株)	(052)822-1581
山菊印刷(株)	(052)731-1525
(株)読売広告社	(052)218-7890
(株)リクルート 名古屋支社	(052)203-3780
(有)ワース	(052)939-3822
<b>静岡県</b>	
(株)アイル	(0547)37-0611
(株)アドコウ	(053)456-7584
(株)エスピーエスプロモーション	(053)456-0788
(株)エフアイシー	(053)454-0127
(株)エム・エス・エス	(055)983-0670
オオゼキ写真印刷(株)	(053)436-1956
コスタ(株)	(053)456-3824
(株)ダイワ	(054)288-2221
(株)バズ・コーポレーション	(055)975-3814
(有)Pieese	(054)200-1202
<b>三重県</b>	
(株)アサプリホールディングス	(0594)23-5519
(有)ウエイブ	(0598)50-0262
(有)ケイアンドエス	(0593)68-0034
(株)ライフデザイン	(0594)25-9177
<b>岐阜県</b>	
(株)アイデックス	(058)276-8908
デジックスアンドリンク	(058)397-0565
トヨー印刷(株)	(0572)29-3346
<b>大阪府</b>	
(株)エイ・エス出版	(06)6396-9097
(株)住宅新報社 大阪支社	(06)6202-8541
メディアエムジー(株)大阪支社	(06)6341-7807
<b>香川県</b>	
(株)バイオス	(087)868-3330